

平成25年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会 議事要旨

日 時 平成25年6月26日（水）午前10時から

場 所 職員会館かもがわ 2階大会議室

（議事要旨）

<開会の挨拶>

<議題1 歴史的風致維持向上計画に基づく取組について>

○ 事務局より「資料3 平成24年度維持向上計画の進行管理・評価について」に沿って、平成24年度の計画の進行管理・評価を説明するとともに、平成25年度の予定についても説明。

<議 事 要 旨>

○ 座長

ただいま事務局から、平成24年度の実績及び計画の進行管理・評価について、そして、二つ目に、平成25年度に実施予定の歴史まちづくりに関する取組について御説明いただきました。この推進協議会といたしましては、(1)の議題について委員の方々の御意見を頂きたいということでございますので、忌憚のない御意見を頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 委員

小川通の周辺について、ここは何か小川と名の付く小川が昔あったような感じがしますが。

川の復元はこの事業の中には含まれていないのでしょうか。

○ 委員代理

今回の小川通の修景事業に関しまして、川の復元は入っておりません。無電柱化が中心の事業という形になっております。

○ 座長

現在では、川のほとんどが建物の下になっていて、復元するのは事実上不可能だろうと思います。今思い浮かぶのは一条を上った所に実は橋が残っていますね。今も橋の跡があるかと思いますが、ひよっとするとその辺りが復元可能かもしれませんね。

○ 委員

そうですね。せり出した痕跡が断面で見えるのも面白いですね。

分かりました。

○ 委員

評価シート③-7の横断防護柵等への間伐材活用事業について、京都市内の非常に重要な御所周辺の防護柵の意匠については、間伐材を使用する場合でも、道のデザインガイドラインがありますので、それを厳密に順守したうえで使用しないとイケないと思います。

ここ数年、バス停、防護柵、案内板などは、学生がデザインしたものをコンペし、市長から表彰されたものを採用して

おりますが、デザイン、色、材質などが統一され、観光客から町家を見るよりもバス停や放置自転車の看板を見て、京都らしいと言われているようです。

このように、市民参加でいいデザインのものを作っている町ですから、厳しい視線が注がれることもありますので、間伐材を使用しているも、基準に合ういいデザインとしてください。

それから、36ページになりますが、伝統産業の日の関連事業の記述があります。

この取組がどこの町でも行っているような産業振興策とならないように、歴史的風致を維持向上させるような取組を検討する必要があると思います。

それと、この評価シートには歴史的風致と基本方針との関係という説明があります。これは、歴史風致維持向上計画の第3章の歴史的風致の維持及び向上に関する意義と基本方針という所に列記されている内容と、その前の第2章に、京都市の維持向上すべき6つの歴史的風致として定義されたものを参照しているもので、これらがどう向上したのかが、この評価の大きなポイントで、着実に進歩していると思いますが、目的意識を持って記載しないと、個々の事業がどのように京都全体の歴史的風致を良くしているのかが見えにくくなると思います。

歴史的風致の京都らしい計画の特徴をもう少し生かすような記載をしていただきたいと思います。

○ 座長

ありがとうございました。大事な御意見だと思いますので、内容的には随分しっかりあるので、それをアピールするような形にもなると思いますので、よろし

く御配慮をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

そうしましたら、少し細かい話になりますが、内容について少し質問などを含みながらコメントしたいと思います。

資料3の京都市-5の事業が唯一、計画どおり進捗していないと記載されていますが、課題と対応方針に記載されている、ちょっと検討が必要や協議が必要という以上に、もう少し具体的な課題と対応方針をお書きになった方がいいのではないかと思います。こういう難しい問題を扱っていると、そう順調にばかりはいかないと思うのでね。実際の課題と方針をお書きいただくといいかなと思いました。

それから、京都市-21の所ですが、課題と対応方針の所で、助成対象となっている物件が約2,000件超…となっている記載が、このあと数ページに渡って同じ内容が連続していますよね。それぞれ違う事業なので、例えば、歴史的風致形成建造物と景観重要建造物は地域によって課題がおのずと違いますよね。そこを、一律に書いているのは違和感があるので、やはり内容に即して、例えば、歴史的風致形成建造物だったらどの程度の候補対象があるかというふうにしていただくといいように思います。

それから、京都市-30では、平成23年度に終了していると言われていると書かれていて、進捗状況は計画どおり進捗しているというのは変だと思います。この事業は終わっているわけですから、進捗もないはずですね。既に23年度に終了している。書き方の工夫が必要ですね。

その次のページの未指定文化財庭園の調査のことですけども、定性的・定量的評価の所で、24年度末で完了で、こ

これは報告書も、町家・民家の庭の調査という報告書が刊行されているので、そのこともお書きになったらいいと思うし、そこで挙げられている状況を示す写真や資料で無鄰菴庭園と杉本氏庭園、国指定の名勝庭園が挙げられているのは、未指定文化財というタイトルからするとすごい違和感があって、立派なと言うか、評価すべき庭は先ほどの報告書にもたくさん挙がっているのです、それに写真を差し替えていただく方がいいと思います。

それと、評価軸④-1、これは下の写真資料の所で、今申し上げたページと同じ資料が挙がっているのは、これも少し違和感がありますので、ここに合わせていただいた方がいいかと思います。

それから、京都岡崎の文化的景観については、立派な報告書があるので、挙げていただいたらいいのではないかと思います。

全体として、先ほど委員の申し上げられたようなことはあるにしても、取りあえず私の指摘したいのは、そういったちょっと細かい点になりましたけども、よろしくお願いします。こまごま申し上げますすみませんでした。

他に何かございますか。

○ 委員

先斗町のまちづくり協議会などは新しい方式ですね。住民の代表の方が入って、地区の景観づくりの基本原則を決めて、地域内での建築行為については意見を聴いたうえで審査する、建築の承認をするという、こういうのは地区の建築ガイドラインというのがおのずと形成されていく過程で、地区の特徴を今後生かしていく上でとても大事だと思いますが、最近の都市計画なんかではそういう

地区計画的なレベルをもっと地元ベースでやろうという動きがあります。その際、地区協議会の委員の参加の資格というものを今後どう見ていくのかということですが、ちょっと難しい話ですけども、住民代表とか自治会代表とか、地主とか借家とか、新しく土地を購入されて店を開店する人とか、そういう人たちもメンバーになるのか、どこまでを、いわゆる自治会の中の協議会とは違って、そういう権利者なんかを含めて考えていくべきなのか、それとも、住民ということに限定してやっていくのかと。その辺はどのように位置付けておられるのですか。

○ 事務局

現在、先斗町をはじめとしまして、地域景観づくり協議会という制度をスタートさせております。今現在、協議会認定が5地区ございますけれども、そのうちの一つが先斗町ということになっております。

これは、地域で建築活動などがある場合に、その計画について地域と話し合いをしてくださいというような制度でありまして、その話し合いがなされている計画について我々が、その後、景観関係の申請があった場合にはそのデザイン基準などを見ながら協議の状況を確認する、こういう仕組みになってございます。

このときの協議会ですけれども、現時点では、構成員はこうでなければならぬという言い方まではしてございません。ですから、その所は、現段階では、今、地元にお任せしているというところがござります。ただ、法的に地区計画ですとか、今回、先斗町で行っていますのが界わい地区指定に向けた動きでござりますので、こういう場合、法的な強制力が加わっていく場合にどういう方々

で構成していくのかということにつきましては、今後、我々も検討しておかなければいけないなとは思っております、その広がり、それから、その構成メンバーということでございますけど。そういうところで、まずは地元にお任せしながら、熟度を高めていくというような形で取り組んでいるところでございます。

○ 委員

法的な権利関係は、今のところ自由に考えていって、とにかく皆がそういうことを意識しながら地元任せ、試行的と言うか、実験的に進めていくということですね。よく分かりました。

○ 事務局

それから、地区計画などになりますと、都市計画法でも権利関係がある者というのは明確に定められておりますので、地区計画では、基本的に皆さんの同意を求めておりますけれども、その場合にはどういう方がその権利を有する者なのかということは確定していくことになりますけれども、その前段でございますので、地元にお任せしているところでございます。

○ 委員

そうですね。当座はそれで、どういう形で行くか、行方を見なきゃいけない面もあるでしょうね。

○ 委員

「住民」を地区計画、中高層条例、職住共存地区などのガイドライン、大規模小売店舗立地審議会など、今ある法律と京都市の条例の中で色々定義されていて、今、7通りか8通りありますけれども、定義の理由は近接性であったり、利害関係であったりしますが、そろそろ、ここではこういう手法、ここではこういう定義だということを明確に意識した

うえでやっていかないと、知らないうちに住民の定義がされているわけですね。ちょっと、分かったうえでしゃべらないといけないなという感じがしていますので、今のは大変重要な御指摘だと思います。

○ 委員

当分は成り行きを見ながら考えていくと言いますか、例えば、新規開店する人が土地を購入して地権者になった場合はそのメンバーに入るかどうかというようなことも有り得るわけですね。また、あつて悪くもない場合もあるわけですから、そういう所はどういうふうにするか、しばらく流動的に、ただし意識を持ちながら眺めていくと言うか、進行していただくというのがよろしいのではないかと思います。調査、研究をしていくといいと思います。

○ 委員

いつまでも地域の人情の世界に依存するというわけにもいかない。だから、段階的に法的な整備をしていくということで、そういう利害関係を持っている方にもちゃんと入っていただけるような合理的な説明をしていかなければならないと思います。

○ 座長

ありがとうございました。

本題の方で、この内容について御意見、ございますでしょうか。

○ 委員

1点、情報提供、御報告がございました。祇園祭りは昭和41年に前祭と後祭が統合しまして、今、それをまた元に戻そうという議論がありまして、私も深く関わっております。そのときに、最後の後祭の巡行、昭和40年の巡行が、三条通を東に行きまして、寺町を南に下がって、

四条通を西に戻っていく、こういう経路で、文化財的な要素も含めて、元に戻るのであれば、まずその経路を求めるべきではないかという議論が、今、山鉾連合会の中でありまして、ただ、現に、私も一緒に歩きましたが、三条通の環境、それから、三条寺町をどう迂回するのか、寺町通のアーケード等々の問題がありますが、やはり、直ちには無理ですけれども、資料3京都市-5というページにもございましたが、三条通なりを祇園祭りの舞台として、そういう環境を整えるという観点も、この後祭の行方の中では盛り込んでいく必要があるのかなと思っております、今はちょっと、当面、

三条通は無理なので御池通かなみたいな話になっておりますが、本来的には三条通に戻るべきじゃないかという議論が今行われておりますので、御参考までの御報告でございます。

○ 座長

ありがとうございます。そういうことも評価シートに書かれていていいと思いますが、書きにくいかもしれませんね。

他に御意見、御質問等、ございませんようですのでこれで終わりにしようと思いますが、欠席の委員の方々のご意見もお聴きいただいて、おまとめいただければと思います。ありがとうございます。

<議題2 歴史的風致形成建造物の指定拡大について>

(○ 事務局より、歴史的風致形成建造物の指定状況を説明。)

<議 事 要 旨>

○ 座長

アドバイスをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○ 委員

指定をお断りになる理由というのは、どのように整理されているのですか。

○ 事務局

今まで、対面をして御説明をさせていただいて、その中でお断りになられる方の大体の理由ですが、やはり指定後の規制、変更してはならないであるとか、「私の代は残していくと決めているけれども、子供の代になったときに、これを売るといいう時に規制が掛かっていると売れないのではないだろうか」というような御心配がほとんどでございます。

○ 委員

それは誤解ですよ。規制を受けることによってどういう御迷惑が掛かるかということは御説明になりましたか。私は町家再生研究会の活動の中で、所有者とお話しする機会があります。その際に規制についてどのようにお考えになっていますかと聞くと、景観重要建造物等で残したいのは主に表側だけであるのに、中は自由にできないと誤解されていることが多いようです。

我々が手掛けた町家再生の事例の中でも、中はかなり改造して便利にし、お座敷とお庭の所だけはきれいに残している事例がたくさんありますので、これらの事例をお見せすると、所有者の方も「こんなにきれいになるのですか。これはいいですね、おしやれで。」と言って

くださるので、「でしたら再生しましょう。」とか「景観重要建造物に指定しましょう。」など提案しています。

このように、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物に指定することで規制がかかるというのは、まず、大きな誤解だと思えます。

それから、息子さんとか娘さんの代になったときに御迷惑が及ぶというのは、私はやっぱり御理解いただけていないことだと思えます。そういう綺麗に直した御自宅があると、東京に住んでいらっしゃる方でも、わざわざ京都のまちなかの、伏見でもいいですけど、そんな立派なお宅があるなら、東京のマンションを売って京都に移り住んで来ている人って結構いますよね。我々の友の会に入会されている御夫婦もそうですし、結構、今、東京から友の会に入って、町家を買ってでも移りたいという人がいるわけで、その娘さんとか息子さんからすれば、京都市内の景観重要建造物が相続できるというのはすごいチャンスですよ。それをみすみす逃すような誤解は早く解く必要があると思えます。

○ 座長

誤解が非常に強いと言うか、常識になっていますよね。私なんかは、文化財指定等に関係すると、とにかく重要文化財なんかになると規制が強くて、と頭からそう思っているというところがあって、なかなか誤解を解くのが大変で、指定の際、最後になって、何か嫌がったりとか、そういうことがあるので、指定されても、確かに規制はあるけれども、もう一方で都合のいい所も一杯あると。不便になるとかという誤解を解いてください。若い人は、実はよく分かっていて、上の方に行けば行くほど分からなくなるみたい

で、非常に難儀なところがありますけれども、一つは、文化財指定のレベルまで行っても、そんなに不便になることはなく、むしろ生活のことも考えて、色々相談しながらやっていくことが出来ます。景観重要建造物や歴史的風致形成建造物であれば、気楽にやっていけるんだと思っていただけるようにしてほしいと私も思います。

とはいえ、誤解を解くほど難しいことはないですよ。

○ 委員

重要文化財は確かにそうですね。

それを緩めるために、京都市ではそこから伝統的建造物の制度を作り、景観重要建造物の制度を作り、歴史的風致形成建造物の制度を作るといったように、どんどん規制を緩めていることを御理解いただく。それから、相続税の減免もありますなど、得になることを売り込んでいく必要があると思えます。

○ 座長

実際にそういうことを考えておられて、例えば登録文化財と景観重要と歴史的風致の重ね指定を希望された方って結構おられますよね。その事例はすごく大事だと思います、それぞれがみんな重ねられるかどうかはともかくとしてですが。

そういうことで相続税などの対策になるんだし、実際そうやってこられた方が結構おられますよというのはいい説明じゃないかと思えます。

○ 委員

確かに、相続税の減免の話はみんなよく乗ってきますね。

○ 事務局

ありがとうございます。実は、年間大体30軒に行かせていただきまして、御

説明をさせていただいて、やはり一番最初はその誤解を解く所から始まるのですが、大体5割バッターなんです。それでもやはり一番最初は、今のように文化財と景観重要建造物その他の指定と区別が付かない所から始まりますので、順番に御説明をさせていただいて、誤解が解けるのが5割。そこから1割、2割伸ばすというのが今ちょっとネックになっております。さっきほどご教授いただいたように、改装例をお見せするのはすぐ分かりやすいと思いますので、今後の指定拡大のための手法として取り入れたいと思います。

○ 座長

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

○ 委員

今の話ですけど、我々もやっていて思うのは、今この国は未曾有の高齢化社会になって、これからますます進もうとしているのですが、だから、権利者の方が80代とかというのはざらになっているんですよね。ですから、一定、こういう御説明をしたうえでも御理解いただけないという事案が一杯出ています。

ですから、今、お若い方はおっしゃったんだけど、80代とかそういう方が更に相続される場合、相続を受けられる方も60代とかということになっていて、我々のイメージしている昔の土地建物の相続というのと大分違う現象が起こっています。

例として、今そこにお住まいになっている80代の方がおられるとしたら、お子さんあるいはお孫さんとお話する機会は設けていただけませんかと言うことはとても重要だと思います。

他都市では、伝建地区の担当が、協議

会の方から継承される方の所に定期的
に手紙を送って、どういう御意向であるかということ、今、町並み保存はこういうふうに進んでいるとか、お墓参りか何かで帰ってきたときに、是非、役場に寄ってくださいとお伝えする。その方に、相続税の減免措置がある、相続税の適正評価があるということを言っておくと、50代くらいの方だったら考え始めてくれて、市役所に来るか、景観まちづくりセンターの相談コーナーに行くか、我々、再生研に来るかという取組を始めますので、そういう世代を越えての取組も必要かと思えます。

○ 座長

ありがとうございました。

○ 事務局

ご提案いただき、ありがとうございます。これからの活動に生かしていきたいと思っております。

ちょっと一つだけ、事務方が悩んでいる事例を一つだけ御紹介させていただければと思います。

これは既に市の条例で既に指定している建造物で相続が起こりまして、息子さんが相続されたのですが、相続に伴い、その資産を売るという動きになって、流通に乗りつつあるということですけども、そのときに、指定していることが、流通上、少しマイナスの評価になってしまうということで、何とか指定を解除してもらえないかとか、指定しているのはいいけれども、残す部分を大幅に小さくしてくれないかとか、そんなことを相談として受けているようなことがございます。それで考えますと、指定している物件で、その指定物件が価値のあるものとして使っていただけるような流通をしっかりとつくっていくということも

大切ではないかなと思っ­ていま­して、その辺も活動の視野の中には広げていく必要があると思っ­ているところござい­ます。指定建造物でそのようなことござい­まして、そういった面でも何か御提案頂けたらと思っ­るところござい­ます。

○ 委員

例えば町家に関して言う­と、我々の知っ­ているだけで、今、大体年間250件から300件ぐ­らいの町家が不動産流通を­しています。その中­で、例えば1億円以上の物件、2億円とかというの­もあ­りますけど、大型町家に対する要求というの­は結構あ­ります。

10年前か15年ぐ­らい前に、景観・まちづくりセンターが町家再生プランを作るときに大型町家の流通という­ことを一生懸命やっ­ておられて、今年­の2月にも、景観・まちづくりセンターが東京でその話題でイベントを開催­していま­しましたが、実際に、東京から大型町家を買いたいという方が多分10件ぐ­らいあ­って、なかなか物件がないという状況になっ­ていま­す。それを思っ­つと、たまたま所有されてい­る御家族が相談­した不動産屋さんのイメージ­している開発の形だと景観重要建造物の指定というの­は不自由なのかも­しれませ­んけど、わざわざ大型町家が欲しいと言われ­る方は、景観重要建造物の指定とかがあ­つたら更に2,000万円高く買っ­てくれるということもあ­るわけですから、どの業者さんに行くかによっ­て随分違っ­てくるん­ですよね。

消費者保護の観点から言っ­ても正しい市場の情報を伝­えていかないと、その建物を残­して2,000万円余分に相続対象の金額を手に­できるのに、たまたま

情報が遅い不動産屋に法律で定め­られている重要事項の説明責任を果­たして­もらえな­かったがために、みすみす金額的な損害を発生­してしまうとい­うこと­もあるわけ­です。日々状況が変­わりますから、的確に­して­いく必要があると思っ­ます。

それと、先ほど景観創生監から3条条例の御説明があ­りましたが、京町家再生研究会の者が龍谷大学の深草の町家キャンパスを手掛­け、その際に色々分­かっ­たのですが、どうしても期限が短­い中­で設計しま­すので、行政も安全側で見て、結局、建築基準法と同じよ­うな安全側になっ­たとい­うことがあ­って、それをどう一個づつ突­き崩して­いくかとい­うところを、また今後、検討­していこうと思っ­ていま­す。

あと、3条条例が出来る前と出来た後で大きく変­わっ­てくるのは、今の不動産流通の話にな­りますが、例えば200件とか何件か、もっ­と小ぶりの町家が改装されて売りに出­ているん­です。その改装されてい­るのが、いわゆる建築基準法を­通らないよ­うな、当然、法の目をくぐ­るよ­うな改装をやっ­ていたのですが、今は、3条条例が出来たので、町家改修の合法化、適法化とい­うのを進めようとい­う京都市の姿勢が明確になっ­てい­るわけ­です。我々ももちろんそれに協­力して、町家再生、特に住民の安心・安全を確保す­るための適切な建築行政を進­めてい­ただきたいと思っ­ていま­す。ただそうす­ると、これだけ数が増え­てきた適法外の物件をどうす­るのか、そろそろ真剣に考­えないとい­けない時期が来­ており、本当に安全かどう­かは、とて­も我々の手には負えないので、京都市でも見てい­くよ­うに­しないとい­けないと思っ­ます。もし、こ

の町家ブームのおかげで年間、流通している町家で事故が起こるようなことがあれば、町家再生、歴史的風致のまちづくりが一気に止まりますので、今後、3 条条例のリアクションとしてどのようなものが出てくるかということも視野にいれておく必要があると思います。

○ 座長

ありがとうございます。

少しだけ補足させていただきますと、文化財指定を受けているということで価値が下がるのは建造物だけのようですね。絵画や彫刻などは値打ちが上がり

ますが。だから、所有者が売るという気配でも持っていたら指定しないというのが通例だそうです。

今、文化財指定を受けるような建物の質の高さだとか面白さだとか分かる人が増えてきているかと思いますので、重要な情報が市場に正しく行き渡ればと、むしろ所有者としては、かなりの額を上乗せしてもらえるわけなので、本来文化財の指定を受けるということはそうなるべきものはずです。ですから、そういう誤解も、また避けていただきますように、どうぞよろしくお願ひします。

<議題3 「市民が残したい京都をつなぐ無形文化遺産制度」の取組について>

- 事務局より配布資料「市民が残したい“京都をつなぐ無形文化遺産制度”の取組について」に沿って説明。

<議 事 要 旨>

○ 座長

ありがとうございます。

今の御説明につきまして何か御質問、御意見はございますか。

二点ほどよろしいでしょうか。

一点目は、仕組みの方で②の制度の対象という所で、京都を彩る建物や庭園の方は、指定とか登録という可能性が開かれているわけですが、無形文化遺産、特に京の食文化とか花街の文化というのは、もちろん数は随分あると思いますが、京都市の指定とか登録文化財になり得る道はあるのでしょうか。

○ 委員

京都を彩る建物や庭園と基本的には同じ考えで、無形の民俗文化財になる可能性もありますし、あるいは、今、京都市の条例にはないですけども、記録選

択に取り上げるということもございしますので、両方をにらみながらやっていくということでございます。

○ 座長

二点目は、選定される京の食文化の対象ということですが、京都府の場合は京料理というのを文化財として定めて、そして、特定の人を指定しましたが、この京の食文化というのは、どのようなものが選定の対象になるのでしょうか。

○ 委員

私も非常に悩みましたが、京都府さんが、条例に基づく無形文化財ということで、京料理・懐石料理、保持者誰々という仕組みで指定をされています。

逆に、私どもは、この京の食文化は特定のどなたかということでもなく、また、特定の料亭ということでもなくて、市民、

町衆も含めてみんなが持っている、京都の町衆全員が保持者であるという考えに立っておりまして、すごく狭く特定するのではなくて、幅広く包括的に選定をして、みんなで支えていく、そういう仕組みにしたいと思っております。

○ 座長

ありがとうございます。

今のお話で頭に浮かんだのは、新しい文化財のジャンルをつくられたという気がしたんですけどね。そのような形で、不特定多数の人が担っている、生活の有り様を文化財とか文化遺産として認めるという考え方ですよ。

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○ 委員

今の点は、食の文化から味の形成文化とか、これを支えていくそういう歴史的な考証と言うのか、そういうのがかなり進んでおるわけですかね。何か今、日本的とか、あるいは和食とか京都とか言っていますが、それは今言っているのであって、それをずっとたどって行けばどういふ流れがあるかとかいうようなことですね。

○ 委員

食に関してはそれぞれの分野でかなり深い専門の研究をされていますし、ただ、この制度でそこに突っ込んでしまいますと、ちょっと身動きが取れなくなる。例えば、そしたら京野菜の定義がどうなんだ、京都で採れていない、土はこれで水はこれと、ここにこだわり出すと、排除の思想で、どんどんピックアップしていく、非常に小さくなっていくので、そういうことではなくて、先ほどご意見いただいたように、これはできるだけ特定しないでみんなが広くという意味なの

で、余りその専門性であるとかということを求めずにやっていこうという、少し曖昧模糊とした制度ではございます。

○ 委員

選定ということになりますと、言葉で選定するので、こうやって写真に撮って、こんなものと言っても、それはどんどん変わっていくわけだし、場合によっては味付けだって何だって変わっていくわけだから、この選定というときの記述の内容は、この種のものという言葉定義になるのですか。

○ 委員

選定も緩やかに選定をしておきまして、今、ご意見いただいたように、例えば具体例というのは時代と共に変わっていくと思しますので、緩やかに変化、成長する選定、ばちっとフィックスするのではなくて、緩やかにしておいて、例えばおぼんざい、ニシンとナスの炊いたものがおぼんざいだよね、いや、こんなおぼんざいもありますよというふうなことを市民の皆さんから意見をもらいながらどんどん変化させていくというイメージを持っております。

○ 委員

ただ、これは京都をつなぐ無形文化遺産になりますので、料理や野菜そのものではないということです。

○ 座長

レシピでもないですね。

○ 委員

そうです。花街の文化とか地蔵盆というのは伝統芸能や無形民俗などで発展していくかもしれませんが、京都の食文化はだんだん無形でなくなっていくのではないかと、すごく心配になります。

○ 座長

だから、興味を持っているんです、先

ほどのような理由で。

特定できない文化財の制度って初めてじゃないですか。

○ 委員

きっとそこで、旧来の文化財指定がかなりしんどかったのがそういうことじゃないかと。今の文化財の仕組みでいきますと、保持者を特定することが必要になってきますので。

○ 委員

京都市民イコール保持団体になるのですかね。無形文化財としての京料理の保持団体ということになる。

○ 座長

ほとんど持っていないけど、京都市民だけ。

○ 委員

ですが、関西の味というのは、コンブとか、北から日本海を回ってきて瀬戸内から運んできたいろんな材料、食材とかで育ってきているわけ。大阪も、結構、共通したところが多いので、京都という形で区切れるのかとかね。

○ 委員

そうですね。にじみ出すと言いますか、広がりはあると思います。

○ 委員

味のにじみ出しをどう捉えるか。面白いテーマですね。

○ 委員

イメージとしては、実際、例えばおばんざい研究会とか季節料理研究会とかという団体があったら、それを保持団体に認定していったら、その人たちが市民にそういう料理を作ってくださいと。それで市民が饗するという、それが一番具体的な保存方法ではないかと思えますけどね。

○ 委員

そこでおだしの取り方を学習できるとか、そんなことかも分かりませんね。

○ 座長

それが歴史まちづくりとつながっていくような動きになると、なおありがたいですね。

○ 委員

歴史まちづくりの法によるこの計画が、これら色々増えてくる事業を全部統括するという役割で、6つの京都の歴史的風致とどう密接に結び付いてくるかということを整理することが重要なポイントだと思います。そうしなければ、みんなばらばらに動いてしまって、どんなまちが出来てくるか分からないと思います。

○ 座長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

<議題4 町家の活用・継承事業検討調査の取組について>

- 事務局より配布資料「平成24年度歴史的風致維持向上等調査～町家の活用・継承事業検討調査～」に沿って説明。

<議 事 要 旨>

○ 座長

どうもありがとうございます。

今の御説明につきまして御質問、御意見等、ございましたらお願いいたします。

○ 委員

私もこの取組に大変関心を持っています。資料28ページの所をどう認識されているかを確認したいのですが、今までは、継承というのは相続・贈与というのが非常に多かったわけですね。これから人口減少社会に入り、独り暮らしが増え、空き家が増えているわけですね。さっき言ったように、空き家が増えることは、継承そのものが、80歳の人が60歳の人に相続するという状況があるから、60歳の方は既に自分の家があり、孫までいるような方が相続する。そういうことなので、実は売却する必要がないのです。寄付の受け皿はないし、それから、この信託という制度がまだ非常に不十分な状況です。

逆に、ヨーロッパの国では空き家をみんな信託にして、それを貸すということがあって、私もローマにいたときにそういう信託会社の管理している、比較的安い家賃の歴史的建造物に住んでいたことがあります。

やがて日本でも空き家問題の解決はこれしかないと思っています。その辺で、今、町家の空き家というのが表面的には問題になっている。京都市ではこの取組を今後どのように続けていくつもりですか。実は我々、町家再生研究会もこの信託あるいは寄付の受け皿にできないかということを考えておまして、それでNPOの公益化を図っておりますので、その辺の背景を教えてくださいと思います。

○ 事務局

京都市としても、もちろんこの取組を進めていきたいと思っていますが、いかにせん、町家自体は民間の所有物でございますので、なかなか公的にどうこうと

いう話にはならないのと、既に、町家再生研究会であるとか、色んな団体が取組まれていますので、京都市が何かをするというのではなくて、民間でやっていただけることに対する支援という形のものができるかなと思っております。

今までは、引き継ぐ、継承というと、先生がおっしゃられたように、相続あるいは贈与というものがほとんどでした。この意識を変えていく必要があると思っております。要するに、その建物を本当に愛して、使っていただける方に引き継ぐという考え方を広めていく必要があると思っております。

○ 委員

もちろん愛するという事は結構なことで、町家を大事にするというのは分かりますが、信託にした方が得だということ、有利だということを、そういう仕組みを作る必要があると思っております。所有者に「空き家の状態で一銭にもならない町家をほっておくよりも、信託にすれば、月々の収入がありますよ。」と説明したり、また、困っていないので売れませんとおっしゃる方には、「信託してもらっても、共有することも出来ますし、家族のためになる。」と説明する。そういう得だという仕組みを見せてあげることが重要だと思います。そのことと、さきほどの議題にもありましたが、歴史的建造物の評価をしっかり行い、ただの古家ではなくて、町家で価値があるということをうまく結び付けて、町家が好きでも嫌いでも、とりあえず町家を残しておく方が得だという仕組みをどう市民に訴えていくかということだと思います。

○ 事務局

今、先生がおっしゃっているような使

い方というものを広めていきたいと思っております。ただ、日本の社会ではどうしても信託という言葉が、投資目的のような使われ方が非常に多くて、本来の、不動産を専門家が適正にお預かりして活用していくという、そういう流れがあまり出来ていません。信託制度を広めるため、行政が1つ手を出すというのは方法ではないかなと思ひ、検討、研究をしている状況でございます。

○ 委員

景観・まちづくりセンターは公益財団法人になったので、寄付を受けたものをまた信託に出すというようなやり方も出来るのですが、ちょっと景観・まちづくりセンターとしてはリスクがあり、今のところはまだ行っていないのですが、しかし、これを相続だけではなく、新たに店を開いたり、そこに住んでくれる人たちがいるということが、やっぱりまちの活気のためにも必要なわけですから、相続を越えた、継ぎ方というのは、住み続けじゃなくて住み継ぎが必要なわけです。そうすると少し飛躍して見なきゃいけないけど、そのときに価値判断がやっぱり大事で、今の不動産だと、大体、建物の評価はゼロに近いわけですよ。建物が建っていない土地の方がいいですねなんていうことを言うわけだから。そのようなことから、改修履歴から建物の状態まで、町家というものの価値評価をきちっと入れていく必要があるわけですね。

景観・まちづくりセンターでも町家カルテというのを実験的に始めております。そういうものをもう少し大っぴらにしていくとか、例えばそうすると、建造物に対する融資が特別の金利になると

か、そういうことで援助していく。

だから、価値を高めて、不動産市場で、例えば、単なる不動産の一般価値じゃなくて、特定のユーザーとか、そういうのを手に入れたいという人たちを探ってきて、何かお見合いみたいなことをさせていくような不動産業も出てきているわけですね。ですから、京都の町家を是非手に入れたい、是非運営したいというような人たち、それから、庭園なんかも、大きなものはそういう場合も出てくるわけですから。そうすると、そういう新たな、価値を認めて大事にしたいという人たちに、これは手に入れなさいというような、そういう中継ぎの情報とか流通機構とか、そういうことをやっていかなきゃいけない。そのぐらいのビジョンを考えながら、どこを公共がサポートしていけばいいかということになってくると思います。

基本的に町家というのは、民間が運営してきたものですから、公共資金で全部運営する国営町家というわけにはいかないものだと思いますから、その新しい価値観をきちっと定着させていくことだと思いますから、景観・まちづくりセンターもまだまだ力はないですけど、及ばずながらやっていきたいと思っています。

○ 座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

特にございませんようでしたら、これでこの議題を終わりたいと思います。

以上で本日の全ての議題を終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(傍聴者退室)

<事務連絡>

<閉会の挨拶>

(終了)